

法人市民税 第20号の3様式記載の手引き

※第20号の3様式は、中間申告のうち前期確定申告に基づく、予定申告に使用して下さい。
(仮決算に基づく中間申告は、第20号様式を使用して下さい。)

北見市の税率

法人税割	12.1%		
均 等 割			
資本金等の金額	市内従業員合計数	税率	号
①公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ②人格のない社団等で法人とみなされるもの ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	—	60,000 円	1
1 千万円以下の法人	50 人以下のもの		
1 千万円以下の法人	50 人を超えるもの	144,000 円	2
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下のもの	156,000 円	3
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人を超えるもの	180,000 円	4
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下のもの	192,000 円	5
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人を超えるもの	480,000 円	6
10 億円を超える法人	50 人以下のもの	492,000 円	7
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人を超えるもの	2,100,000 円	8
50 億円を超える法人	50 人を超えるもの	3,600,000 円	9

申告区分コード表

申告区分	申告	修正
予 定	10	11
中 間	20	21
み な す	25	
見込納付	40	
均 等 割	45	
確 定	50	51
清算予納	60	61
清算確定	65	66

◆各欄の記載のしかた◆

所在地	本店所在地を記入。しかし、本店が北見市外にある場合は、本店所在地と北見市内の主たる事業所の所在地を併記して下さい。
代表者氏名印	代表者の氏名を記入して下さい。 押印が必要です。
法人番号	国税庁から指定、通知されている法人番号を記入して下さい。 (平成28年1月1日以後に開始する事業年度にかかる申告から。)
※ 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して下さい。	
「前期末現在の資本金の金額又は出資金の額」、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額」、「前期末現在の資本金等の額」	前事業年度又は前連結事業年度末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社においては、純資産の額)を記入して下さい。 カッコ内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記入して下さい。
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑩の金額) ①	前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書の⑬の金額
予定申告税額②	①の金額の2分の1が税額となります。 ※前事業年度の途中で事業所を開設したなどした場合、①の金額に「6」が分子、分母に前事業年度の月数をおいたものを乗する。 例：前事業年度が4ヶ月の場合 $10,000 \text{円} \times 6 / 4 = 15,000 \text{円}$
算定期間中において事務所等を有していた月数⑤	暦にしたがって算定します。(端数は切り捨てます。) ※1ヶ月未満は1ヶ月となります。
均等割額⑥	該当する均等割の額を、月割(12で除して)にして⑤の月数を乗します。
この申告により納付すべき法人市町村税額④+⑥ ⑦	法人税割額と均等割額を合算 して下さい。
当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数⑧	当該事業年度又は当該連結事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日現在における事業所又は寮等の従業者の数を記入して下さい。また、6ヶ月未満の場合は、算定期間末日現在の従業者の数を記入して下さい。
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 ⑨～⑰	前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書の該当欄より、金額を記入して下さい。

★北見市では、eLTAX(電子申告)での申告を受け付けております。★